

特定技能制度に繊維業が追加されました。（3月29日閣議決定）

政府は、3月29日の閣議において、特定技能制度の工業製品製造業分野に新たに縫製業のほかに紡織、染色加工などの繊維業を追加することを決定いたしました。ただし、繊維業には、次の4つの要件が追加されました。

- 1.国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること
- 2.勤怠管理を電子化していること
- 3.「パートナーシップ構築宣言」の実施
- 4.特定技能外国人を月給制にすること

関係資料は、以下 URL にも公開されておりますので、お知らせ致します。

○外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第18回）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai18/gijisidai.html>

○出入国管理庁 公表情報

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/2024.03.29.kakugikettei.html>

以上